

参考資料1

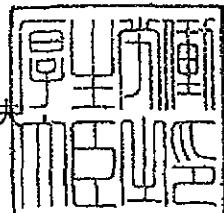
第32回食品の表示に関する共同会議配付資料
(平成19年3月23日開催)

参考資料1-1 諒問書	P 1
参考資料1-2 アレルギー表示に係る見直しについて(案) (特定原材料にえび・かにを追加することについて)	P 2
参考資料1-3 食品衛生法施行規則改正案	P 4
参考資料1-4 アレルギー物質を含む食品の表示制度の概要について	P 5
参考資料1-5 エビに係る技術的検討の成果について①	P 12
参考資料1-6 エビに係る技術的検討の成果について②	P 28

厚生労働省発食安第 0314001 号
平成 19 年 3 月 14 日

薬事・食品衛生審議会
会長 望月正隆 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



諮詢書

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、
下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）別表第 6 に定める特定
原材料に「えび」及び「かに」を追加することについて

平成 19 年 3 月 23 日
食品の表示に関する共同会議

アレルギー表示に係る見直しについて(案)
(特定原材料にえび・かにを追加することについて)

1 経緯

平成 16 年の共同会議の報告書において下記のように取りまとめられ、3 年以内に制度の見直しを検討するとされたことから、技術的検討を進めてきたところである。

【報告書抜粋】

「現在推奨品目である「えび」については、前回の調査と同様に相当程度の発症件数が認められた。一方で、現在、日本標準商品分類における「えび類（いせえび・ざりがに類を除く。）」に該当するものを指すとされている「えび」の範囲については、いせえび・うちわえび・ざりがに（ロブスター等）類における発症の実情や、検知技術、えび類とざりがに類等の交差抗原性の検討の有無等、「えび」を対象とした詳細な技術的検討を開始する必要がある。」（「アレルギー物質を含む食品に関する表示について検討報告書(平成 16 年 7 月 23 日食品の表示に関する共同会議)」より抜粋）

今般、これまでの技術的検討の成果を踏まえ、アレルギー表示に係る見直しを検討することとする。

2 今回の見直しについて

1) 特定原材料の追加について

えびに係る交差反応性、食物アレルギーに係る実態調査結果等をふまえ、下記のように特定原材料の見直しを実施する。

- 十脚目(えび・かに)をアレルギー表示に係る義務表示とする。このため、えび及びかにを特定原材料に追加する。
- 表示に当たっては、えびにあっては「えび」、かににあっては「かに」と表示することを原則とする。

2) 義務表示の対象となるえび及びかにの範囲について

従来より、特定原材料等の範囲は、日本標準商品分類の分類番号で指定している。

日本標準食品分類上、下記に分類されるものをそれぞれの範囲とする。

● えびの範囲

71 33 えび類(いせえび・ザリガニを除く。)

71 34 いせえび・うちわえび・ざりがに類

※ 従来の範囲は「71 33 えび類(いせえび・ザリガニを除く。)」のみであったが、従来に加えて「71 34 いせえび・うちわえび・ざりがに類」もエビの範囲とする。

● かにの範囲

71 35 かに類

※ 従来通りとする。

3 今後の予定

- 食品衛生法施行規則別表第六に「えび」、「かに」を追加する方向で、パブリックコメント、表示部会、食品衛生分科会と手続きを進める。
- 改正施行規則施行後、2年程度の猶予期間を置くこととする。

参考資料 1-3

○食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

別表第六 （第二十一条関係）	改 正 案
別表第六 （第二十一条関係）	現 行

平成19年3月23日 第32回食品の表示に関する共同会議

アレルギー物質を含む食品の 表示制度の概要について

食物アレルギーとは？

食物を摂取した際、身体が食物（に含まれるタンパク質）を異物として認識し、自分の身体を防御するために過敏な反応を起こすこと

主な症状

軽い症状：かゆみ、じんましん、唇や瞼の腫れ、嘔吐、喘鳴

重篤な症状：意識障害、血圧低下などのアナフィラキシーショック

表示義務付けの経緯

平成11年3月

食品衛生調査会表示特別部会「食品の表示のあり方に関する検討報告書」において「食品中のアレルギー物質については、健康危害の発生防止の観点から、これを有する食品に対し、表示を義務づける必要がある」とされた。

平成12年12月

食品衛生調査会常任委員会において、アレルギー物質を含む食品の表示を決定

平成13年4月

省令等公布(経過措置期間1年間)

制度施行時の表示対象品目(平成13年4月)

表示を義務化する特定原材料と、通知で表示を奨励する特定原材料に準ずるもの、2つに分類している。

規 定	特定原材料等の名称	理 由	表示の義務
省 令	卵、乳、小麦	発症件数が多い	表示義務
	そば、落花生	症状が重篤であり生命に関わるため特に留意が必要なもの (症状が重篤な割合が多いもの等)	
通 知	あわび、いか、いくら、えび、オレンジ、かに、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、	過去に一定の頻度で発症件数が報告されたもの	表示を奨励 (任意表示)

表示義務付けの対象

特定のアレルギー体質をもつ方の健康危害の発生を防止する観点から、過去の健康障害等の程度、頻度を考慮し、容器包装された^(注)加工食品・食品添加物へ表示を義務付けるもの等を規定

〔注〕容器包装に限定したのは、対面販売の場合消費者から求められればその食品についてのすべての情報を答えられる立場にあることや食品衛生法の表示制度と整合させるため。

特定原材料の範囲について

日本標準商品分類を基に規定

例：卵

- ・鶏卵だけでなく、あひるやうずらの卵等、一般に使用される食用鳥卵が対象
- ・全卵のみでなく、卵黄と卵白に分離していても表示の対象となる